

令和 2 年 4 月 公告分一般競争入札案件の共通事項の変更について

令和 2 年 4 月 1 日 公告の案件について、下記のとおり一般競争入札に係る入札参加資格の事後審査書類の提出方法及び提出期限を変更します。

記

1 変更の理由

令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されたことに伴い、当該一般競争入札に係る入札参加資格の事後審査書類の提出方法及び提出期限を変更する必要性が生じたため

2 変更内容

共通事項（堺市長発注分）「18 入札参加資格の事後審査」の変更

変更前	(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 2 日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後 5 時までに次のアからシまでの事後審査書類を契約課に提出すること。
変更後	(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 4 日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに次のアからシまでの事後審査書類を原則として、郵送で契約課に提出すること。 なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して 4 日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後 5 時までに、契約課窓口を設置する受付箱に提出すること。